

(14) [令和1年 第3回定例会]-[07月03日]

◆50番（織田勝久） 私は、事前に通告した質問内容の4番目と5番目を入れかえて質問いたしたいと思います。

まず、鷺沼駅周辺再整備について、これまでも地域生活拠点として整備する方針を何度も確認をしてきたところであります。官と民との連携での整備ということですが、官としての川崎市は区役所、市民館・図書館を整備する方針を3月に打ち出しました。宮前区を持続可能でにぎわいのあるまちにすべく、市長の英断に改めて敬意を申し上げておきたいと思います。さて、次はいよいよ東急電鉄を中心といたします準備組合にどのような機能を整備してもらうのか、これは単に民間に任せるということではなく、本市としての持続可能なまちづくり、コンパクトなまちづくりという方向性に即した地域生活拠点の整備の具体的なイメージをしっかりと伝える必要があると考えるわけであります。市民の理解を深めるためにも、もう少し踏み込んだ整備のイメージが必要と考えるわけであります。さきの代表質問では、複合施設であることのメリットを最大限に生かし、若い世代に選ばれ、高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すとの答弁でありましたが、基本的には鷺沼駅に市民が出かけることでワンストップで必要なサービスを受けることができるように、多世代にとって必要な機能を集約することと基本的に理解をいたしております。そこで、従来からの商業機能に加えて、民間に整備を求める対象として、例えば子育て世代からは学童保育や保育送迎サービスの拠点整備、放課後等デイサービスの機能などの要望をお聞きするところです。現役世代からはワーキングスペース、レンタルスペースの整備――仕事のできる空間ですね、また高齢者世代からは介護予防の機能訓練施設の整備など、それぞれ御要望をいただいているところです。いずれも採算性を加味しながら、単一のサービスを受けるだけでなく、官民それぞれの機能を複合的に集積することで、まちのにぎわいと市民サービスの飛躍的な向上が図れると考えます。そこで、これから川崎市は地域生活拠点として準備組合にどのような機能の整備を求めていくのか、藤倉副市長に具体的に伺います。

○議長（山崎直史） 藤倉副市長。

◎副市長（藤倉茂起） 鷺沼駅周辺再整備についての御質問でございますが、今回の再開事業は宮前区全体の活性化を促す核として地域生活拠点の形成を担う重要な事業と考えております。本市といたしましては、市民の多様なニーズに対応し、多世代が豊かな時間を過ごせる場の創出に向け、公共機能に加え、子育て支援機能や働く場としての業務機能、高齢者を含む市民が気軽に集える場としての交流機能などの導入を準備組合に対して働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 御答弁いただきました。これからの持続可能なまちづくりのキーワ

ードは、何といたしましても多世代と多機能であります。それぞれの世代に必要な機能を官と民の連携でしっかりと整備をしていただくようにこれからも注視をしてまいりたいと思います。

次に参ります。ひきこもりと精神障害者施策について伺いたいと思います。まず冒頭に、精神障害と犯罪とのかかわりについて、関係については切り離せないものでありますけれども、危険な要素を持つ患者は全体のごく一部であるということが精神保健医療界の認識であります。いたづらな精神障害の方々への偏見は取り除かなくてはならないということを改めて表明しておきたいと思います。さきの我が会派の代表質問で、本市でのひきこもりの状態にある人は40歳から64歳で約6,000人と推計されるということでありました。このうち医療の中断の人及び本人に病気の認識がない、いわゆる病識のない人として医療機関につながっていない人はどれくらいおられるのか伺います。直近のデータで結構です。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） ひきこもりについての御質問でございますが、本市でひきこもり状態にある方で医療を中断されている方、御本人に病識のない方につきましては、平成30年に内閣府が実施した生活状況に関する調査において調査項目がないもので、不明でございます。なお、区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課におけるひきこもりに関する相談では、平成30年度、延べ1,236件の相談がございまして、その中で治療を中断されている状況の方は延べ152件でございました。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 次に、各区役所においてひきこもりの人を家族から医療機関につなげたいとの相談件数は年間どれくらいあるのか、このうち家庭内暴力と関係しているケースは何件あるのか伺います。次に、相談件数のうち、医療機関につなげたケースは何件あるのか、また本人同意がとれないことを理由として対応のできなかったケースは何件あるのか、2017年度、2018年度の2年間について伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 区役所における相談についての御質問でございますが、ひきこもりに関する相談につきましては、心身の疾患や経済的な問題、家族関係や生活環境など多様な要因によって生じるものであることから、区役所地域みまもり支援センター、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等さまざまな機関が相談に応じております。その中で、区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、ひきこもりに関する相談延べ総件数は、平成29年度、延べ845件、平成30年度、延べ1,236件でございます。また、相談延べ総件数のうち、御本人や御家族からの治療上の相談といたしましては、平成29年度、延べ291件、平成30年度、延べ451件でございます。また、治療上の相談のうち、家庭内暴力に関する相談件数の把握はございませんが、相談延べ総件数のうち、御本人や御家

族からの家庭内暴力に関係する相談につきましては、平成29年度、延べ88件、平成30年度、延べ129件でございます。次に、相談延べ総件数のうち、医療機関や関係機関等につなげた件数といたしましては、平成29年度、延べ56件、平成30年度、延べ86件でございます。また、相談延べ総件数のうち、御本人の同意がとれないことを理由として対応できなかった件数については、把握はございません。御家族等からの相談につきましては、関係機関において適切な対応を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 本市がこの3月に取りまとめました広義のひきこもり支援ニーズ調査結果報告書によりますと、広義のひきこもりには社会的ひきこもりだけでなく、精神障害や知的障害を抱える方が多く存在するということが明らかになったわけでありまして、また、これも先日明らかになった県の実態調査では、ひきこもりと同時に抱えている課題として「家族との緊張・対立関係」が53%を占め、最も多かったとのことでもあります。いずれも行政と専門機関による危機介入の需要がますます増加することを想定させるものです。今回の質疑で、ひきこもり状態の方で本人に病識がない、または医療中断である方々の把握はしていないとの答弁でした。また、家族からの治療上の相談のうち、家庭内暴力の相談件数も、また本人同意がとれないケースも把握していないということでありましたけれども、実際個別のケースワークとしては必ずある案件でありますから、実態がないということではなくて、行政機関、専門機関、医療機関などの横の連携により実態を把握するシステムがないというのが現状で、これはひきこもりと精神障害者施策を充実する上での大きな課題だと思います。実態把握への改善を強く求めておきます。また、ひきこもりについては社会的ひきこもりだけでなく、精神障害や知的障害を抱える方が多く存在するということが明らかになったわけでありまして、これについてはもう前から言われていたわけでありまして、市の報告書の中で明らかにこの位置づけをしたということは大変な意義があることだと思っておりますが、病識のない人を適正な医療機関や専門機関につなぐ、医療中断の人を放置するのではなくて、家族並びに行政及び専門機関等でしっかりとフォローアップをしていくなどを目的として、行政や専門機関のアウトリーチの役割がますます重要となるわけでありまして、このアウトリーチの充実についても、我が会派としてずっと提案をしてまいりましたけれども、引き続いてしっかりと注視をしてまいります。以上、改めて質疑をしてまいりたいと思っております。

次に参ります。廃棄物収集運搬業務委託について、今回は時間がありませんので、1問だけ質問させていただきます。本市は資源物等収集運搬業務委託の参加資格に緑ナンバーを要件としてはおりません。法令遵守や企業ガバナンスの視点、さらには従業員の労働環境の向上の視点などから、資源物等収集運搬業務委託の参加資格に緑ナンバーを義務づけるということを提案したところであります。今後、緑ナンバー導入のあり方も含め、資源物等収集運搬業の従業員の労働環境の向上と安全かつ確実な業務履行に向けて検討を行ってまいりますとの答弁を環境局長からいただいているところであります。その後の検討状況を伺います。

○議長（山崎直史） 環境局長。

◎環境局長（斉藤浩二） 資源物等収集運搬業務委託についての御質問でございますが、本市におきましては資源物等収集運搬業務の適正な業務の履行に向けて入札参加要件を適時見直ししておきまして、今年度の入札からは一般廃棄物収集運搬業の許可の2年以上の継続や業務履行の実績について新たな要件として加えたところでございます。また、現在、緑ナンバーの導入のあり方を含めた入札参加要件や適正な業務履行の確保に向けた取り組みなどについて、他都市に調査、照会を行っており、今後、受託業者の従業員の労働環境の向上や企業ガバナンスの視点も踏まえ、業務実態を把握分析するとともに、他都市の状況も参考に、より安全かつ確実な業務履行の実施に向けた検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 業務委託を通じて市民サービスの質の向上と事業所で働く労働者の雇用と労働条件の安定を目指す、そういうことを目的として収集運搬事業者の育成を図らなければならないと思います。これは大切な市の責務ではないかと感じております。参加資格を緑ナンバーに限定することで、法令に基づく企業ガバナンスの向上がおのずと図られるわけでありますので、緑ナンバーの一刻も早い導入を求めておきます。引き続き経過を注視してまいりたいと思います。

次に参ります。社会福祉法人同愛会が指定管理業務を行う中央療育センターでの児童死亡事件について伺いたいと思います。大変恐縮に存じますが、後ほど市長に一言感想または御意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

同愛会が指定管理を行う中央療育センターにおいて、2016年12月26日の未明にショートステイを利用していた9歳の男子児童が死亡するという事件が起きたわけであります。いまだに警察の異例の捜査が長引いておりますけれども、すなわち事件か事故か確定しておりませんが、今回の質問ではとりあえず事件との表現を使用いたします。この事件直後の新聞報道では、県警の司法解剖で窒息死の可能性が高いとされていたからであります。この3月の予算議会で、この死亡事件とあわせて、中央療育センター運営の抱える課題、特に職員の質と人材育成の課題について、あわせて運営法人の体質についても指摘、質疑をしたところであります。その質疑の折、市としても重く受けとめている、さらに、児童福祉法に基づく実地指導や指定管理者制度におけるモニタリング等を通じた適切な助言指導を行ってまいりたいと、当時の健康福祉局長からの答弁をいただいたところであります。しかし、残念ながら大きく改善がなされたとの感触がありませんので、再度今回質疑をすることにしたわけであります。ちなみに、最近の同愛会にかかわる事件といたしましては、2016年12月、この入所児童死亡事件、それから2017年11月、グループホーム利用者の預金横領事件、それから2018年3月、これも入所児童への性的虐待と、1年3カ月の間に3件も大きな事件を起こしているわけであります。預金横領事件については市が行政処分を下しましたが、その処分に対して法人のホームページ上で、市の処分には異論があるとの反省のそぶりがなかったことも前回指摘をいたしましたし、また、性的虐待については市

が改善勧告を行っているわけであります。さらに、川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画の計画責任者であった市職員OBがこの法人に天下りをし、この3月まで中央療育センター所長をしていましたが、年度末でどういうわけだか退職をされている、そのような経過もあるわけであります。死亡事件については、法人内部での事故調査委員会報告書が2017年11月に取りまとめられて以来、いまだに保護者には報告も説明もないとのことであります。この事実を法人へ確認をしたのか、また、市は説明等を保護者に行うように指導を行うべきと考えますが、対応を健康福祉局長に伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、本市といたしましては、保護者に対して真摯かつ丁寧に説明を行うよう指導したところでございますが、事故報告書が取りまとめられて以降、法人から保護者には説明ができていないと伺っております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 法人側には、保護者が面会を許さないのので、これまでの経過の説明ができないとの主張がどうもあるようでありますけれども、事情を保護者——当該児童の父親に確認しましたところ、法人に大変な誤認識があるということがわかりました。つまり、事件の約1年後に法人のこの事故報告書が市に提出されたわけでありましてけれども、報告書の作成中も作成後も保護者には何の情報も提供もありませんでした。報告書が本市に提出されたことを風の便りで情報を得た当該保護者が、市に情報開示請求の手続きを行い、入手したのが2018年2月であります。しかも入手できた報告書は、死亡した児童の保護者であるにもかかわらず、墨塗りだらけで、内容を正確に理解できないものであります。さらに、死亡した児童の障害特性にあたかも問題があったかの書きぶりで、この過大な報告書の書きぶりにも大変憤っておられました。法人の経過説明や情報提供のあり方を初め、これまでの一連の対応に強い不信を持っておられるわけであります。この同愛会による事故調査委員会報告書が本市に提出された後、施設職員にも施設運営の意見等の聞き取りを行っており、その意見については必要に応じて法人本部に伝えるとの、さきの質疑の答弁でありました。職員への聞き取り調査の内容と法人への伝達内容について伺います。さらに、法人への指導内容について健康福祉局長に伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 中央療育センターについての御質問でございますが、施設職員へは施設の運営全般について聞き取りを行い、職員の不足により勤務に負担感がある、職員が休息をとれる部屋が確保されていないといった意見があり、法人本部にも適宜伝えたとところでございます。その際には、これらの意見を踏まえ、施設の環境整備や職員の人材育成、研修の実施など、適正な施設運営を行うよう指導したところでございます。以上

でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 事件のあった中央療育センターで働く内部職員の皆さんから具体的に意見が寄せられております。いずれも深刻な内容であります。これは前回の質疑のときも御披露いたしました。再度もう一度披露しておきたいと思っております。子どもたちへの適切な声かけや支援方法については何も教えてもらえなかった、障害者支援に対する基本的な考え方や未成年の子どもたちに対するかかわりについて一から学ぶ機会というものがなかった、特に入所部では子どもの問題行動だけ取り上げ、子どもたちをいじめるような場面ばかり目にしてきた、面倒を見てやっているという態度になっている、それから職員に関して言えば、子どもの発達について学んだ上で職務に当たるべきだと思う、無理に拘束をしたり乱暴な言葉遣いでかかわることは不適切だ、とにかく入所部は子どもの発達について全く知識のない職員ばかりだなどと、痛切な、告発とも思われるような御意見をいただきました。これが療育の場の現実であります。実際に死亡事件が起きた2016年には3月末に入所部門にかかわる職員が大量に退職しております。その後の急募職員による業務になれない職員配置のままで児童死亡事件を迎えてしまった可能性を否定できないと考えるわけでありまして。当時、2016年3月末に入所施設にかかわる職員が大量に退職、その後の業務になれない職員の配置と死亡事件との因果関係は果たしてないのか、また入所の職員の定着が悪い実態もあり、そのために入所児童は落ちつかないという内部の声も聞くわけでありまして。これらの現状を市は把握しているのか伺います。さらに、いまだに職員も事件の正式な報告と対応について説明を受けていない、職員にも説明をしていないと仄聞をするわけでありまして、これも事実か、健康福祉局長に伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 中央療育センターについての御質問でございますが、平成28年3月末に1ユニット11名の職員体制のうち8名が退職しており、法人は早期に職員採用を行ったことを確認しておりますが、事故当時の職員の配置状況と事故との関係は、捜査の継続している状況もあり、不明でございます。また、法人からは、人材の確保に苦慮しているが、児童の支援に支障の出ることがないように努めていると確認しているところでございます。次に、法人からは平成29年1月に職員に対する説明等を行ったと伺っておりますが、説明についての詳細は確認をしております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） ただいまの御答弁で、一度の大量退職により入所部――これは全部で4つのユニットがあり、11人のメンバーで1ユニットが構成されて、全部で4ユニットあるわけでありまして、実質、1つのユニット11人のうちの8人が退職と。ですから1ユニットが丸ごと機能不全に陥っていたということでありまして。さらに、2017年1月に職員

に対する説明会を行ったとのことですが、検証委員会からの経過報告は一切ないため、検証委員会に川崎市の職員が入っているのか、改善策を実行した後の評価はいかがかなど、職員にはいまだに状況がわからないと、そのような内部職員からの意見を伺っているところでもあります。今答弁をいただきましたとおり、詳細な確認をしっかりとさせていただくように求めておきます。同愛会の運営する市内唯一の児童入所施設であります。児童の唯一の入所施設がこの中央療育センターでありますから、唯一の入所施設でショートステイももちろんここしかないわけではありますが、入所児童が死亡するという事件が2016年12月に起きて、はや2年半が経過するにもかかわらず、いまだに川崎市——本市が検証委員会等を設置して事件の検証を行わないのはなぜか伺います。そして、さらにこれから行う予定があるのかないのか、これも健康福祉局長に伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 中央療育センターについての御質問でございますが、今回の案件につきましては、現在も警察による捜査が継続していることから、捜査の状況を注視するとともに、まずは当該法人のガバナンスの確立や利用者の安全に最大限の配慮をした組織運営体制の整備が重要と考えておりますので、機会を捉えて検証を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） ただいまの御答弁で、やっとな本市として機会を捉えて検証を行ってまいりたいとの答弁をいただくことができました。本市による適正な検証がもっと早く行われていれば、2018年3月の入所児童への性的虐待事件は防ぐことができたのではないかと意見もあります。警察の捜査の結果を待たず、第三者による検証委員会等の早急な立ち上げを強く求めておきます。そして、ここでやはり指定管理者制度の問題にも言及せざるを得ないわけでもあります。死亡事件の翌年、2017年度の指定管理者選定評価委員会の議事録を見ても、何ら踏み込んだ総括と改善を求める議論が評価委員会の中でなされておられません。2018年度の評価委員会も全く同様であります。評価委員会における指定管理事業者への公正なチェックが機能しているとはとても思えない現状であります。この同愛会が事業者となっている北部地域療育センターの公募が間もなく始まる予定ですし、この中央療育センターの公募も来年また予定されているわけでもあります。この2つの療育センターについて、法人がこのままの状態を引き続いて事業を行う公募の対象事業者と果たしてなれるのか、さらに、この事業自体が指定管理事業の非公募更新制の対象となる可能性があるのか伺います。さらに、適正な療育センターの受け皿となれる法人の選択肢がない場合、再び直営に戻すとの判断も必要と考えます。あわせて健康福祉局長に見解を伺います。

○議長（山崎直史） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（北篤彦） 指定管理者制度についての御質問でございますが、北部地域

療育センター及び中央療育センターの次期指定管理者の更新に当たっては、非公募更新制は適用せず、公募を行う予定としております。なお、将来にわたっての非公募更新制の導入については、今回の事案も含め、民間活用調整委員会等での慎重な議論が必要と考えております。また、地域療育センターの運営についてでございますが、直営に戻す議論より、指定管理事業者が適正に事業を行うよう、本市といたしましても、モニタリング等管理監督体制を強化してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 法人の甘え、倨傲、傲慢な態度は、他に療育機関を運営することのできる法人はどうせないだろう、そのようにたかをくくった考え方が根底にあるのではないかとつい感じてしまうわけであります。指定管理者制度を導入する議論の中で、当該法人との競争相手が見当たらなくなる懸念、事実上の1者選定になってしまうのではないかと懸念が現実になってしまったと思わざるを得ません。児童福祉法に基づく療育センターについては、通所部門も入所部門も、社会福祉法人等の適正な受け皿がなければ、直営に運営を戻さざるを得ないといった選択肢も現実味を帯びてくるわけであります。改めて法人への管理監督体制の強化が必要になるわけでありますけれども、これまでのやりとりをお聞きいただいて、率直に市長の感想をいただければと思います。

○議長（山崎直史） 市長。

◎市長（福田紀彦） 感想といいますか、これまでのやりとりを聞いて、私自身もしっかりと実態を把握してまいりたい、確認してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） ありがとうございます。市長のリーダーシップで事実の確認をまずしていただくことが何よりも大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。それから、本市に提出をされました報告書の中身についても、先ほどから申し上げておりますけれども、当該児童の父親や、またその子どもさんを地域で支えていただいた支援者の方たちからも強い違和感が示されておりますので、その内容の検証についてもぜひお願いをしておきたいと思います。これからの経過を引き続き厳しく注視してまいりたいと考えております。

次に参ります。マンションの管理体制について伺いたしたいと思います。マンションの老朽化や耐震化の取り組みは今日的な課題であります。そこで、分譲マンションの管理組合に対する本市のチェック体制の整備のあり方が重要なテーマと考えます。管理組合の存在しないマンションの修繕計画をどのように把握し、策定を促すのか、本市の考え方をまちづくり局長に伺います。

○議長（山崎直史） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（岩田友利） 分譲マンションについての御質問でございますが、管理組合の存在しないマンションにつきましては、住宅政策審議会からアプローチ方法を検討すべきとの指摘がなされ、本市といたしましても重要な課題と認識しているところでございますので、その方法について検討してまいります。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 東京都はこの3月に、管理組合の明確な規定がなかった1983年以前に建築されたマンションを対象に、管理規約の有無や修繕積立金の月額、修繕工事の実施状況などを知事に届けることを義務づける条例を制定しました。この届け出をもとに、長期の修繕計画の策定や耐震化の取り組みなどを指導するとの方針であります。また、神戸市では60メートル以上の超高層マンション—タワーマンションの管理組合への認証制度を2020年度にも導入する予定と仄聞をいたしております。そこで、これらの事例を参考に、本市も分譲マンションの管理組合に対して管理状況の届け出を義務化するなどの条例等の整備が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

○議長（山崎直史） まちづくり局長。

◎まちづくり局長（岩田友利） 分譲マンションについての御質問でございますが、先月、住宅政策審議会から、マンションの適正な維持管理等を促進するため、より積極的な行政関与を可能とする新たな枠組み等について検討を行う必要があるとの答申がなされたところでございます。また、現在国の有識者検討会において、マンションの管理適正化の方策等について検討していると伺っております。本市といたしましては、他都市の制度の運用状況や国の動向を注視しつつ、住宅政策審議会などの御意見を伺いながら、遅くとも来年度中をめどに、マンションの適切な維持管理に向けた施策の方向性を示してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山崎直史） 織田議員。

◆50番（織田勝久） 終わります。